

全建労発第 55 号
平成 27 年 9 月 11 日

各都道府県建設業協会 会長殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の
一部を改正する指針について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より、別添のとおり危険又は有害な業務に現に就いている者
に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針について周知依頼があ
りました。

今般、電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 3 号で定める特例緊急作業従事者
に対する安全衛生教育カリキュラムが追加され、平成 28 年 4 月 1 日から適用され
ます。

つきましては、貴協会傘下会員に対してご周知頂きますようお願い申し上げま
す。

また、その内容は、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>)
より閲覧ができますので、ご活用いただきますよう併せてお願い申し上げます。

以上